相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪市西区九条南三丁目二三番地の一二、最後の住所京都市南区唐橋西平垣町一番地フォルティ西大路五〇一号室

被相続人　亡　井岡きく子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年九月十日

京都市中京区丸太町通御幸町西入毘沙門町五三三松屋ビル五〇二号

相続財産管理人　弁護士　田中　恭介

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府東大阪市六万寺町二丁目三八二番地七、最後の住所大阪府柏原市平野二丁目四四九番地の一―七〇八

被相続人　亡　萩原　義文

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年九月十日

大阪市北区西天満三丁目六番三号西天満福岡ビル三階

相続財産管理人弁護士　大原　明

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍奈良県五條市西吉野町奥谷一四〇〇番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　黒川　隆雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年九月十日

奈良県北葛城郡王寺町王寺二丁目六番一号まさごビル三階

相続財産管理人　弁護士　中西　達也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍香川県高松市番町一丁目二番地一、最後の住所香川県丸亀市津森町七三八番地七

被相続人　亡　津田　敬子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年九月十日

香川県丸亀市塩飽町七番地二県信ビル六階

相続財産管理人　弁護士　松浦　明治

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍香川県高松市男木町一七四〇番地、最後の住所香川県高松市香川町大野一七四九番地八

被相続人　亡　木場　一伸

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年九月十日

香川県高松市磨屋町七番地五

相続財産管理人　田代　健

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県福岡市東区和白三丁目一五二〇番地三、最後の住所東京都江戸川区東篠崎二丁目三番一―二一〇号

被相続人　亡　古舘　剛正

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年九月十日

佐賀県佐賀市兵庫南一丁目二〇番四二号

相続財産管理人　副島　智

無縁墳墓等改葬公告

墓地整理のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十二年九月十日

一、墳墓等所在地　東京都港区南青山二丁目七五番一（地番表示）

一、墳墓等の名称　玉窓寺墓地

一、死亡者の本籍及び氏名　本籍不詳　北村家　谷家　関口家　遠藤家　大塚家　久保田家　永田家　糟谷家　笠原家　奥田家　中野家　北村家　内野家　内野家　杉本家　新見家　宝珠軒家　二見家　北隅家　川島家　野中家　髙野家　下倉家　斉藤家　池田家　本多家　宮沢家　黒崎家　出雲家　須崎家　小林家　志村家　奥倉家　谷家　永平家　井口家　大島家　石黒家　遠藤家　加藤家　徳井家　高橋家　名称不詳　名称不詳　大藤家　高力家　前野家　藤原家　設楽家　森口家　辻家　大庭家　小林家　上石家　窪田家　村田家　鈴木家　宇都宮家　長岡家　伴家　北村家　斉藤家　佐々木家　松本家　水野家　増田家　佐伯家　谷間家　斉藤家　以上

一、改葬を行おうとする者　東京都港区南青山二丁目七―一三　宗教法人玉窓寺　代表役員　眞川　弘道

公示送達

左記の者に対する土地区画整理法（昭和二十九年法律第一一九号）第一〇三条第一項の規定による換地処分通知は、書類を送付すべき場所を確知できないので、同法第一三三条第一項の規定により、書類の送付にかえてその内容を左記のとおり公告する。

記

一　書類の送付を受けるべき者の住所及び氏名

住所　長野県長野市篠ノ井小森一一〇三番地

氏名　丸山重太郎

二　通知の内容

土地区画整理法第一〇三条第一項の規定により、長野都市計画事業中氷鉋土地区画整理事業の換地計画において定められた別紙明細書及び換地図のとおり換地処分をします。

教示

一　この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して六十日以内に長野市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して六十日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して一年を経過すると審査請求をすることができなくなります）。

二　この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して六ヶ月以内に長野市中氷鉋土地区画整理組合を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して六ヶ月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して一年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります）。ただし、前記一の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して六ヶ月以内に処分の取消の訴えを提起することができます。

なお、換地処分通知及び別紙明細書、換地図は省略し、それらを長野県長野市稲里町中氷鉋字伊勢宮八二六番地二二の中氷鉋土地区画整理組合事務所の掲示板に掲示する。

平成二十二年九月十日

長野県長野市稲里町中氷鉋字伊勢宮八二六番地二二

長野都市計画事業中氷鉋土地区画整理事業　長野市中氷鉋土地区画整理組合

理事長　青木　也一

投資顧問業者営業保証金取戻し公告

投資顧問業者営業保証金規則及び信託受益権販売業者営業保証金規則の廃止等に関する命令（平成十九年内閣府・法務省令第五号）第二条第一項の規定により次のように公告します。

一、供託者の商号　株式会社ＦＸトレーディングシステムズ

二、所在地　東京都千代田区丸の内一丁目一一番一号

三、代表者の氏名　岩城　順

四、営業所名　本店

五、取戻しをしようとする営業保証金の額

金五、〇〇〇、〇〇〇円

六、右の者（登録番号関東財務局長第一二二一号）の営業保証金につき証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第六十六号）第四十条第三項の権利を有していた者は、平成二十三年三月十一日までに投資顧問業者営業保証金規則及び信託受益権販売業者営業保証金規則の廃止等に関する命令別紙様式第一号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第二課に提出して下さい。

七、前項の申出書の提出がないときは、配当手続から除斥されます。

平成二十二年九月十日

東京都千代田区丸の内一丁目一一番一号

株式会社ＦＸトレーディングシステムズ

代表取締役　岩城　順